

農畜水産物等の放射性物質検査計画（平成24年度第4四半期分）

宮 城 県
平成24年12月28日

「農畜水産物等の放射性物質検査について」（平成24年7月12日付け食安発0712第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知，以下「検査通知」という。）に基づき，県内で生産される農産物，林産物，畜産物，水産物等及び県内で販売される食品の検査計画を下記のとおり策定しましたのでお知らせします。

記

1 検査対象品目

検査通知の別紙の3に掲げる品目のうち，県内で生産され，又は販売される次の食品

(1) 農産物

下記品目のうち，計画期間に収穫期を迎える品目

ア 国内で100Bq/kgを超える放射性セシウムが検出された品目

(ア) 野菜類（露地物を優先して選択）

チンゲンサイ等非結球性葉菜類：ほうれんそう

カブ等その他の根菜類：ダイコン，ニンジン

ハーブ類等の摂取量の少ない野菜（多年生のものを含む）：セリ

(イ) 果実類（露地物を優先して選択）

ユズ，カキ，モモ，ウメ，スモモ，ブルーベリー，キウイフルーツ類，イチジク

イ 国内で50Bq/kgを超える放射性セシウムが検出された品目（アに掲げる品目を除く。）

(ア) 野菜類（露地物を優先して選択）

ジャガイモ，サツマイモ

(イ) 果実類（露地物を優先して選択）

リンゴ，ナシ

ウ 国民の摂取量を勘案した主要品目

(ア) 淡色野菜類

ダイコン，キャベツ，ハクサイ，タマネギ，キュウリ

(イ) 緑黄色野菜類

ニンジン，ほうれんそう，トマト

エ 生産状況を勘案した主要品目

いちご，なす，そらまめ，こまつな，みずな，しゅんぎく，レタス，ブロッコリー，ねぎ，こねぎ，にら，えだまめ，つるむらさき

オ その他

穀類（米，麦類，大豆，そば）及び茶については，個別計画により対応する。

(2) 林産物

下記品目のうち，計画期間に収穫期を迎える品目

ア 国内で 100Bq/kg を超える放射性セシウムが検出された品目（露地物を優先して選択）

タケノコ，原木しいたけ（露地栽培及び施設栽培），原木なめこ（露地栽培），原木まいたけ（露地栽培），原木ひらたけ（露地栽培），野生きのこ類（流通予定のもの），菌床しいたけ（施設栽培），菌床えのきたけ（施設栽培），菌床なめこ（施設栽培），たらのめ，ふきのとう，くさそてつ（こごみ），ねまがりたけ，こしあぶら，おやまぼくち

イ 国内で 50Bq/kg を超える放射性セシウムが検出された品目（アに掲げる品目を除く。）（露地物を優先して選択）

菌床まいたけ（施設栽培），もみじがさ（しどけ）

ウ 国民の摂取量を勘案した主要品目

菌床しいたけ・菌床えのきたけ

エ 検出状況に応じて国が別途指示する品目

乾しいたけ

（3）畜産物

ア 原乳

県内の5箇所のクーラーステーション（集乳所）からそれぞれ採取した原乳について検査を行う。

イ 牛肉

「出荷・検査方針」（平成23年8月19日原子力災害対策本部長へ提出）に基づき，肥育牛及び乳用種廃用牛等の出荷時検査を行う。（ただし，乳用種廃用牛については事前に生体検査を実施する。）

（4）水産物（国内で 50Bq/kg を超える放射性セシウムが検出された品目）

下記品目のうち，計画期間に漁獲される海産魚種及び内水面魚種

ア 海産魚種

イカナゴ稚魚・イワシ類の稚魚，シラウオ類，イワシ類・サバ類，アジ類，ブリ類，ヒラメ，カレイ類（3群），アイナメ，メバル・ソイ・カサゴ類（2群），サメ・エイ類，マダラ，スケソウダラ・ギス・アオメエソ・イシナギ類，エゾイソアイナメ，アンコウ類，ホウボウ類・ニベ・グチ類・トクビレ類，タイ類（クロダイ類除く）・マトウダイ類・タチウオ，クロダイ類・ウミタナゴ，スズキ，フグ類，アナゴ類，マゴチ，イカナゴ（親），シロギス，ギンザケ，甲殻類，貝類，ウニ類，海藻類，イカ・タコ類

イ 内水面魚種

ワカサギ，イワナ・ヤマメ・マス類，コイ類・フナ類・ウグイ・モツゴ類・ドジョウ，ウナギ，アユ，バス類，無脊椎動物

（5）食品

本県において流通している食品（生産者及び製造・加工者の情報が明らかなもの）

2 検査対象市町村等の設定

100Bq/kg を超える放射性セシウムを検出した品目については，当該品目から 50Bq/kg を超える放射性セシウムを検出した地域及び主要な産地において市町村

ごとに3検体以上実施する。その他の市町村では1検体以上実施する。

また、50Bq/kgを超える放射性セシウムを検出した品目については、当該品目から50Bq/kgを超える放射性セシウムを検出した地域においては市町村ごとに3検体以上、その他の地域においては主要な産地において市町村ごとに1検体以上実施する。

水産物については、本県沖合海面を7つの海域に区分し、同様に実施する。

3 検査の頻度

週1回程度（ただし、品目の生産・出荷等の実態に応じて検査を実施するものとする。）

農産物などの出荷時期が限定されている品目については、出荷開始3日前以降の出荷初期の段階で検査を実施する。

水産物については、漁期のある品目については、漁期開始前に検査を実施し、漁期開始後は週1回程度の検査を継続する。

4 検査計画及び検査結果の公表

検査計画及び検査結果については、県ホームページ（放射能情報サイトみやぎ）で公表する。

5 検査結果に基づく措置

(1) 出荷前の農産物、林産物、畜産物及び水産物等については、基準値を超えた場合は出荷の自粛を要請し、市場に流通させない措置をとる。

(2) 基準値を超えた食品については、食品衛生法により廃棄、回収等の必要な措置をとる。

なお、加工食品が基準値を超えた場合には、食品衛生法による措置のほか、原因を調査し、必要に応じ原料の生産地におけるモニタリング検査の強化等の対策を講じる。

6 出荷制限後の検査計画の見直し

原子力災害対策本部より出荷制限の指示が出た品目・区域については、検体の採取が可能な品目については、継続して検査を実施し、実態を把握することとする。

※農畜水産物等の検査計画の詳細は別紙のとおりです。

(別紙)

県内農畜水産物等の放射性物質検査計画【平成24年度第4四半期分】

宮 城 県

区分		月別種別計画			備考
		1月	2月	3月	
農産物	穀類	大豆 (510点程度)			※穀類は、気象条件など作業の進捗状況により月別の点数が変わる場合がある。
	野菜類・果実類	ほうれんそう こまつな みずな いちご 等 (220点程度)	ほうれんそう いちご 等 (220点程度)	ほうれんそう こまつな いちご 等 (220程度)	
林産物	きのこ類	原木しいたけ(施設) 菌床しいたけ 菌床なめこ 菌床まいたけ (28点程度)	原木しいたけ(施設) 菌床しいたけ 菌床なめこ 菌床まいたけ (28点程度)	原木しいたけ(露地) 原木しいたけ(施設) 菌床しいたけ 菌床なめこ 菌床まいたけ (28点程度)	
	山菜類	わさび たらのめ ふきのとう (14点程度)	たらのめ ふきのとう (14点程度)	たらのめ ふきのとう (14点程度)	
畜産物		原乳 (20点)	原乳 (20点)	原乳 (20点)	
		牛肉 (出荷牛全頭)	牛肉 (出荷牛全頭)	牛肉 (出荷牛全頭)	
水産物	海産魚種	マダラ マダラ(幼魚) ヒラメ アイナメ エゾイソアイナメ クロソイ メバル マコガレイ イシガレイ ヒガンフグ マサバ スズキ シロサケ ミズダコ ツブガイorアワビ ワカメorマガキ カタクチイワシ マガレイ ケムシカジカ ハゼ アカガイorノリ マガキ スケトウダラ イトヒキダラ 沖ハモ(イラコアナゴ) キチジ アカガレイ ババガレイ キアンコウ スルメイカ ヤリイカ メカジキ ネズミザメ	マダラ マダラ(幼魚) ヒラメ アイナメ エゾイソアイナメ クロソイ メバル マコガレイ イシガレイ ヒガンフグ マサバ スズキ イサダ ミズダコ ツブガイorアワビ ワカメorマガキ カタクチイワシ イカナゴ マガレイ ケムシカジカ マス アカガイorノリ マガキ スケトウダラ イトヒキダラ 沖ハモ(イラコアナゴ) キチジ アカガレイ ババガレイ サメガレイ キアンコウ ヤリイカ メカジキ	マダラ マダラ(幼魚) ヒラメ アイナメ エゾイソアイナメ クロソイ メバル マコガレイ イシガレイ ヒガンフグ マサバ スズキ イサダ ミズダコ ツブガイorアワビ ワカメorマガキ カタクチイワシ イカナゴ マガレイ ケムシカジカ マス アカガイorウバガイ マガキ スケトウダラ イトヒキダラ 沖ハモ(イラコアナゴ) キチジ アカガレイ ババガレイ サメガレイ キアンコウ ヤリイカ メカジキ	

		ビンチョウマグロ キハダマグロ メバチマグロ 等 (400点程度)	ヨシキリザメ ビンチョウマグロ キハダマグロ メバチマグロ 等 (400点程度)	ヨシキリザメ ビンチョウマグロ キハダマグロ メバチマグロ 等 (400点程度)	
	内水面魚種	ワカサギ 等 (4点程度)	ワカサギ 等 (4点程度)	ワカサギ 等 (4点程度)	
食品		牛乳 乳飲料 発酵乳 乳酸菌飲料 ジャム 漬物 ベビーフード 乳児用食品(おやつ等) そうざい 豆腐 こんにやく 鹿肉 干し柿 豚肉 等 (39点程度)	清涼飲料水 粉ミルク みそ 鶏卵 牛乳 乳飲料 ベビーフード 乳児用食品(おやつ等) そうざい 豆腐 こんにやく 豚肉 等 (35点程度)	清涼飲料水 粉ミルク みそ 鶏卵 豚肉 等 (20点程度)	